

貯蓄預金規定

(令和3年10月1日現在)

下記「貯蓄預金規定」では、基準残高が30万円の貯蓄預金を「30万円型」、基準残高が10万円の貯蓄預金を「10万円型」といいます。また、「30万円型」と「10万円型」の両貯蓄預金を総称して「この預金」といいます。

1. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の各種確認や資料の提出を求めることがあります。

この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (3)「30万円型」貯蓄預金については、払戻し金額と次条の払戻回数超過手数料金額との合計額が預金残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）をこえるときは払戻すことができません。

6. 払戻回数超過手数料

- (1)「30万円型」貯蓄預金については、毎月1日から月末までの1カ月間に5回をこえて払戻しをするときは、その5回をこえるそれぞれの払戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。なお、通帳該当出金行次行には払戻回数超過手数料額を、また現金自動支払機によるカード出金取引時には「お取引明細票」の「お知らせ」欄に毎月1日から月末日までの払戻回数を記載します。
- (2)前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。

7. 自動受取り、自動支払い

- (1)この預金は、給与、年金および配当金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2)前条の払戻回数超過手数料を除き、この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。

8. 利息

- (1)この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2)この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は「30万円型」は30万円、「10万円型」は10万円とし、適用する利率はそれぞれ次のとおりとします。
- ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間については、当該期間における店頭掲示の「基準残高以上利率」
- ②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間については、当該期間における店頭掲示の「基準残高未満利率」

9. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証

人を求めることがあります。

(3) この通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

1 0．成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに、成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 1．印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 2．譲渡、質入れの禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

1 3．反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第15条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

1 4．取引の制限等

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合

には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ が合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

15. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第14条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑥ 前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
 - ⑦ 第14条第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

(5)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(6)この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(7)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合においては借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

19. 規定の交付

(1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは当組合ウェブサイトへの掲載の

方法により行うこととします。

(2)印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申出てください。

以上

淡陽信用組合

URL <https://www.danyo.co.jp/regulation/index.html>